



The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

第 **100** 回

定時株主総会 招集ご通知

2022

開催
日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

千葉市美浜区幸町二丁目1番2号
当行本店7階会議室

（裏表紙の株主総会会場のご案内をご覧ください。）

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応策を実施いたします。
また、その一環として、本年につきましては、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただくことといたしました。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	34
連結計算書類	37
監査報告書	40
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	45
第2号議案 定款一部変更の件	46
第3号議案 取締役8名選任の件	49
第4号議案 監査役1名選任の件	58
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	61

株式会社 千葉興業銀行

証券コード：8337

(証券コード 8337)
2022年6月2日

株 主 各 位

千葉県美浜区幸町二丁目1番2号

株式会社 千葉興業銀行

取締役頭取 梅田 仁 司

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本株主総会につきましても、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、上記の状況に鑑み、ご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の行使をお願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。なお、書面にて行使いただく場合、通常の郵便より到着に時間を要します。できるだけお早めにご返送くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使に際しましては、4～5頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日時 2022年6月24日（金曜日） 午前10時
2. 場所 千葉市美浜区幸町二丁目1番2号 当行本店7階会議室
感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が昨年同様例年より大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令及び定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「個別注記表」および「連結注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行にご通知ください。
- ◎当日は節電対応のため、軽装にてご対応させていただきますので、ご了承くださいたくお願い申し上げます。
- ◎ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎検温をさせていただき発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場にご来場いただいた株主様へのお土産の配布はございません。
- ◎株主総会当日の様様につきましては、後日当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に公開する動画にてご視聴いただくことができます。撮影に際し、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 組

御中

××××年 ×月××日

1.	
2.	
3.	
4.	

スマートフォン用議決権行使のウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2、4、5号議案
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
 - 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 第3号議案
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

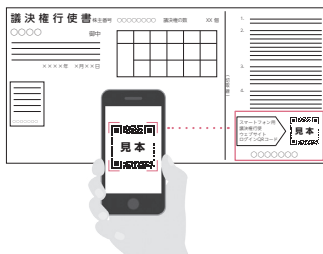
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

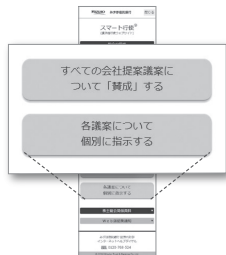
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

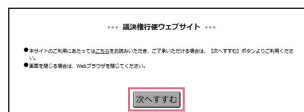
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

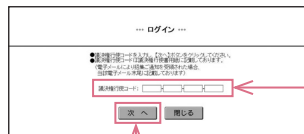
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へする」をクリック

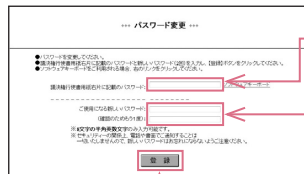
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

添付書類

第100期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、主として千葉県内の本支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務のほか、日本銀行歳入代理店等の代理業務、貸金庫業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務などの付帯業務を行い、幅広い金融商品・サービスの提供をととして地域に密着した営業活動を展開しております。

ロ. 金融経済環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展や行動制限の緩和により経済活動は一時期持ち直しへ向かいましたが、新たな変異株による感染再拡大、資源や原材料価格の上昇等により依然として先行きは不透明な状況にあります。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年となりました。政府の各種経済対策等もあり景気は緩やかな回復基調が見られるものの、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、さらにはウクライナ情勢など依然として下振れリスク要因は多く景気回復は不安定な状態が続いております。

ハ. 事業の経過及び成果

■2021年度の取り組み

当行は、2019年4月にスタートさせた中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022 ～より近く。より深く。ともに未来へ～」が最終年度を迎え、この計画達成に向けて、真のパートナーとして、地元お取引先を応援し、ともに地域経済を支え、未来に向けて成長を持続していくためのコンサルティング考動に、全行一丸で取り組んでまいりました。

(法人・個人事業主のお客さまに向けた取り組み)

法人・個人事業主のお客さまにつきましては、お客さまが抱える経営課題の把握・分析に基づき、外部専門機関との連携も行いながら、事業承継支援や営業斡旋・ビジネスマッチングの推進、不動産の有効活用提案、海外進出支援や海外販路拡大に向けたサポート等、資金繰り支援のみならず、積極的に多岐にわたる経営課題へのソリューション提供に努めました。

当行ではお客さまの企業価値向上支援となる「バリューサポート運営」を行っております。これにより多くの経営者が抱える課題である「事業承継」、「人材関連」、「経営効率化」の3大ニーズへの対応やお客さまと「未来戦略＝将来あるべき姿」を共有する取組みが増加しており、コンサルティング機能の発揮をととして金融成果や中核取引先の増加につなげております。

事業承継分野では、中小企業庁による「M&A支援機関に係る登録制度」に支援機関として登録されるなど、従来以上に県内オーナー企業の事業承継に関する経営課題について状況把握を進め、各営業店と本部内の専門チームが連携し、課題解決のためオーダーメイドの対策提案を行っております。また、当行主催オンラインセミナー「事業承継・M&A Conference 2021」を開催し、事業承継や成長を図る経営戦略を検討されるお客さまへの情報提供にも積極的に取り組みました。

アグリ・フードビジネス分野では、「農業経営アドバイザー」の資格を保有する担当者が、地域資源を

活用した新商品開発や販路開拓に取り組んでおります。また、経営の多角化等を図る異業種からの農業参入支援については、農業法人の設立支援や観光農園設立の計画策定・栽培技術支援、福祉分野と連携した取組みなど、幅広くご提案を行っております。

(個人のお客さまに向けた取り組み)

個人のお客さまにつきましては、さまざまなライフプラン・資金運用ニーズにお応えできるよう、定期預金、投資信託、保険等の商品ラインアップ充実に努めてまいりました。

インターネットバンキング

2022年3月に住宅ローンの全額繰上返済、カードローン（残高照会・入金明細照会・借入・返済）の各種機能を追加いたしました。また、WEB通帳へ切り替えているお客さまについては、入金明細照会の照会可能期間を13か月から10年に拡大するなど、利便性が大幅に向上しております。

2021年8月からは、住所・届出電話番号の変更届についてパソコン・スマートフォンから申込み受付が可能となりました。これによりお客さまは、窓口に来店することなくさまざまな手続きができるようになっております。

定期預金

定期預金については、2021年10月に「GO！JETS！応援定期」、12月に「ダイレクトコスモス」、2022年3月には「オルカ鴨川FC応援定期預金」、「マリーンズ応援団定期2022」を発売しました。店頭及びインターネットバンキングからも預け入れができる商品となっており、コロナ禍におけるお客さまの多様なニーズにお応えしてまいりました。

個人ローン

住宅ローンにつきましては、＜ガン先進医療保障特約＞や＜上皮内ガン・皮膚ガン保障特約＞が含まれる「ガン保障付住宅ローン」や8大疾病に対応した「安心の保障付住宅ローン＜ハートフルプレミア＞」をご用意しており、ご好評をいただいております。また、ご夫婦でお借り入れされる連帯債務型住宅ローン「パートネイド」は、ご夫婦ともにガン保障特約がセットされており、どちらかがガンと診断されても住宅ローン返済の心配がなく治療に専念できる商品となっております。

マイカー・教育・リフォーム・フリー資金・カードローンに対応した消費者ローンにおいても「ガン保障付の団体信用生命保険」を利用できるようになっており、お客さまのライフイベントに沿った商品・サービスの拡充に努めております。

2021年10月より、保証会社ごとに分かれていた個人向け無担保ローンの申込みフォームを共通化し、WEB完結できる商品を拡大しました。申込みから審査、契約までWEBサイト上で完結できるため、お客さまにおいては、窓口に来店することなくご融資を受けることが可能となりました。

引き続きお客さまの多様なニーズにお応えするとともに、非対面・非接触でもお取引が完結できるよう商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

(新型コロナウイルス感染症対策)

当行のお取引先支援として、資金繰り支援のみならず、「ウィズコロナ」時代におけるビジネスモデルの変革、IT化への取組み等、多岐にわたる経営課題についてのソリューション展開や、事業継続のための各種コンサルティング営業に積極的に取り組みました。

2021年6月からは店内の混雑緩和とお客さまの利便性の向上を図るために、店頭での相談業務や手続きについて、事前にご予約いただいたお客さまを優先的にご案内する「来店予約制」を開始しております。また、営業店窓口取引のデジタル化・セルフ化を実現する「店頭タブレットシステム」の運用を開始し、お客さまの手続き負担と待ち時間の軽減に努めております。

なお、ご利用のお客さまにはご不便をおかけしておりますが、2020年4月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と業務継続体制確保の観点から、全店でお昼時の1時間、窓口営業を休止する「昼時間窓口休業」を実施しております。

(ダイバーシティ推進に向けた取り組み)

当行は、従業員満足度（E S）向上策として、本部部署を対象とする「オフィスカジュアル」及び全従業員を対象とした「通年ノーネクタイ」の導入、行員・スタッフ等の福利厚生や生活の活性化を目的としたクーポンサイト「FUKURI」、 「フレックスタイム制」、及び「副業・兼業制度」の導入など県内金融機関では初となる先進的な制度を次々と導入しています。

また、人材重視の経営を掲げる当行は、行員ひとりひとりの価値観や生活を大切にする取り組みを多方面から続けております。女性活躍促進に向けて、「ポジティブ・アクション」と「ワーク・ライフ・バランス」を重視した取り組みを積極的に進めており、具体的には女性行員の管理職への登用、営業店の融資事務・融資渉外業務や本部業務への職域拡大を推進しております。

「管理職への登用」への取り組みの結果として、女性の管理職（課長級以上）145名（登用率24.09%）、女性の営業店各課課長68名（登用率38.64%）、また、「融資事務・融資渉外業務や本部業務への配置」への取り組みの結果として、女性の融資事務・融資渉外業務担当者74名（配置率17.87%）、女性の本部業務担当者95名（配置率23.87%）となっております。

*上記登用率及び配置率は2022年3月31日時点の数値となります。

(サステナビリティへの取り組み)

当行は、企業理念である「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」に基づき、地域に根ざし、地域とともに存続・発展していく金融機関として、事業活動やCSR活動に取り組んでまいりましたが、今般「ちば興銀サステナビリティ・ステートメント」を制定し、「サステナビリティ重点項目（マテリアリティ）」を選定して、より一層地域社会の持続可能性に貢献していく姿勢を明確にいたしました。

「サステナビリティ重点項目」に取り組むことで、さまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。

また、さまざまな取り組みの中でも大変好評をいただいております「ちば興銀SDGs 私募債」につきましては、2021年度の引受額が約30億円となりました。当行は、私募債発行企業のご意向を受け、新型コロナウイルス感染症対策や地域のスポーツ振興活動に役立てていただくため、資金や用具等を自治体や学校、地元スポーツチームなどに寄贈しております。

環境

環境保全活動としては、海岸保安林の再生をめざして、これまでに5,000本の植栽を終え、引き続き草刈りなどの森林整備活動を行っております。また、館山市では環境性能に優れた電気自動車を活用して平日は営業車として利用し、休日は地元住民の方に貸し出すカーシェアリング事業の実証実験に参画、温室効果ガスの排出削減に寄与しております。このほか、行員・スタッフによる環境美化活動へのボランティア参加など、当行は千葉県の豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、地域社会・地域経済の持続可能な発展と新たな企業価値の創造に向けて取り組んでおります。

社会

地域貢献活動につきましては、千葉県が実施する子育て応援事業へ協賛し、対象商品の取扱件数に応じた金額を「千葉県安心こども基金」へ寄付する取り組みを続けております。また、金融経済教育の普及や、県内各種スポーツ大会・文化活動への協賛、「小さな親切」運動の推進、「コスモス交通安全協力会」を通じた県内新中学生への自転車事故防止反射板の贈呈など、長年にわたってさまざまなイベントを協賛・開催しております。

2020年度からは、主として社会的養護下で育った子ども・若者たちの自立支援に取り組んでいる特定非営利活動法人に寄付を行い、「子どもの貧困問題」への支援を実施しております。また、コロナ禍において苦戦を強いられている県産品の消費拡大に向けて、県内企業を応援することを目的に、県産品の消費推進の取り組みを行うとともに、当行ホームページ内で県産品・県内観光の情報提供を行っております。

このほか、高齢者・障がい者に優しい店頭受け入れ態勢を充実させるために、店舗のバリアフリー化推進、車椅子の設置などの取り組みも行ってまいります。

ガバナンス

ガバナンス体制につきましては、29頁に記載の「業務の適正を確保する体制」をご覧ください。

■ 2021年度業績

(預金等)

当期末の預金残高は、コロナ禍における消費マインドの低下や、先行きの不安に対する支出の抑制などの影響により、個人預金が増加し、2021年3月末比351億円増加の2兆8,167億円となりました。投資信託や年金保険等の預かり資産残高は、長期投資による資産形成のご提案や、相続対策ニーズへの対応などから取り扱いが堅調に推移した結果、3,681億円となっております。

(貸出金)

当期末の貸出金残高は、コロナ禍における地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、2021年3月末比89億円増加の2兆3,065億円となりました。このうち中小企業向け貸出残高は、新型コロナウイルス関連の資金繰り融資や新規のお取引先拡大により同199億円増加の1兆1,733億円となっております。

また、住宅ローンの残高は、住宅販売会社との連携強化等により、2021年3月末比98億円増加の8,630億円となりました。引き続き、お客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいります。

(有価証券)

当期末の有価証券残高は、国債や地方債など円建て債券を積み増した一方、ポートフォリオの改善を図るためその他の証券等の売却を行った結果、2021年3月末比88億円減少の5,197億円となりました。

(損益状況)

損益状況につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したこと等から「資金利益」は増加しました。また、法人関連手数料や投資信託等預り資産関連手数料が好調に推移し「役務取引等利益」も増加しております。一方、フォワードルッキングな引当の導入に加え、予防的な引当等を行ったことにより貸倒償却引当費用は増加しましたが、資金利益・役務取引等利益の増加に加え、経費の削減や株式等関係損益などの増加により臨時損益が改善したこと等から、経常利益は2021年3月末比15億円増加の81億45百万円、当期純利益は2021年3月末比15億91百万円増加の62億70百万円となりました。

二. 対処すべき課題

当行が営業基盤とする千葉県には、620万人を超える人口があり、交通インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道などの整備が着実に進むなど、今後の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による経済活動への影響が懸念されるのみならず、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。また、低金利環境が当面継続することに加え、県内中小企業の経営課題や個人のお客さまのニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。

このような環境の中、2022年4月より新たに中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト2025～CKBコミュニティ確立に向けて1stステージ～」をスタートさせ、同中期経営計画の対象となる3年間を、長期経営戦略「“CKBコミュニティ”の確立」に向けて『組織』『営業』『経営』の3つの基盤を構築するステージと位置付けました。具体的には、デジタルの活用により時間・場所の制約から解放されるサービス提供体制を構築することで、お客さまの利便性追求とともに、コンサルティングに注力できる営業体制を実現します。これにより、伴走型コンサルティングを中心に、お客さまの幸せをデザインし続けるとともに、当行の強みである親しみやすさや相談しやすさをデジタル上でも体現できる仕組みを構築します。これらを支えるため、当行の経営基盤のさらなる強化にも同時に取り組んでまいります。

また、長期経営戦略「“CKBコミュニティ”の確立」の達成に向けては「既存ビジネスの変革」・「新たな価値創造」の『二大ビジネス変革』への取り組みが必要不可欠となります。「既存ビジネスの変革」では、既存の全ての業務をデジタルフローで完結させることを目指し、お客さまの利便性を高めるとともに、業務の徹底的な生産性向上を図ってまいります。「新たな価値創造」では、デジタル技術を活用することで、当行とお客さまの繋がりに加え、当行の各ステークホルダー同士をも繋ぐ、新しい価値の提供に向けた取り組みを行ってまいります。

新中期経営計画で掲げた戦略を、全職員が一丸となり取り組むことで、長期経営ビジョンである『親切なパートナーとして皆さまの幸せをとともにデザインし続ける』姿を実現し、お客さまをはじめとしたステークホルダーと当行の持続的な成長及び当行企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	2,510,712	2,559,262	2,781,665	2,816,778
定期性預金	981,344	954,835	941,191	899,942
その他	1,529,367	1,604,427	1,840,473	1,916,835
貸 出 金	2,087,836	2,159,238	2,297,615	2,306,598
個人向け	794,795	820,487	859,095	872,482
中小企業向け	1,019,904	1,050,311	1,153,372	1,173,362
その他	273,138	288,440	285,149	260,753
商品有価証券	102	110	132	154
有 価 証 券	506,220	487,885	528,602	519,751
国 債	32,533	16,193	30,007	40,502
その他	473,687	471,691	498,595	479,249
総 資 産	2,793,404	2,829,432	3,228,092	3,550,485
内 国 為 替 取 扱 高	9,197,283	9,355,063	9,110,482	9,349,335
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,293	百万ドル 1,167	百万ドル 1,095	百万ドル 1,185
経 常 利 益	7,764	5,915	6,645	8,145
当 期 純 利 益	5,148	4,260	4,679	6,270
1株当たり当期純利益	円 銭 52 80	円 銭 47 31	円 銭 55 91	円 銭 83 82

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株 当 り 当 期 純 利 益 } = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{優先配当額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,318人	1,342人
平 均 年 齢	38年10月	38年3月
平 均 勤 続 年 数	14年10月	14年7月
平 均 給 与 月 額	393千円	394千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	前 年 度 末
千 葉 市	17店 (うち出張所1)	16店 (うち出張所一)
そ の 他 県 内	56店 (うち出張所一)	56店 (うち出張所一)
東 京 都	2店 (うち出張所一)	2店 (うち出張所一)
合 計	75店 (うち出張所1)	74店 (うち出張所一)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を111か所(前年度末112か所)、両替出張所を0か所(前年度末2か所)それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

- ・コンサルティングプラザ検見川(千葉市花見川区 母店:稲毛支店)

- (注) 1. 当年度において、店舗外現金自動設備を
 東武新鎌ヶ谷駅(鎌ヶ谷市)
 検見川(千葉市花見川区)
 花見川(千葉市花見川区)
 逆井(柏市)
 の以上4か所を新設いたしました。
 2. 当年度において、店舗外現金自動設備を
 茂原駅東口(茂原市)
 ミハマ・ニューポート(千葉市美浜区)
 東習志野(習志野市)
 県庁(千葉市中央区)
 梅郷駅東口(野田市)
 の以上5か所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,109
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗建物新築・建替・購入	124
事務機械の新設入替	419

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

当行は親会社はございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所在地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
千葉総合リース株式会社	千葉市中央区富士見一丁目1番17号	総合リース業務	百万円 90	% 5.00	—
ちば興銀カードサービス株式会社	千葉市中央区本千葉町4番5号	信用保証業務・クレジットカード・金銭貸付業務	100	100.00	—
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	千葉市美浜区幸町二丁目2番2号	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理・計算受託業務	30	5.00	—

(注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、千葉県内17農業協同組合、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、千葉県内3信用組合の提携により、C - N E Tシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC - N E T代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
9. 株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ、決済アプリや電子マネーなどへのチャージサービスを行っております。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

2021年4月1日を効力発生日として、当行を吸収合併存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
青柳俊一	取締役会長（代表取締役） 監査部	—	—
梅田仁司	取締役頭取（代表取締役）・CEO 秘書室	—	—
松丸隆一	取締役副頭取（代表取締役）・COO 副頭取執行役員 人事部、市場金融部	—	—
立野嘉明	専務取締役・専務執行役員 審査部、総務部、お客さまサービス部、市場業務部	—	—
神田泰光	常務取締役・常務執行役員 経営企画部、リスク統括部、 事務本部（総合事務部、事務集中部）	—	—
白井克己	常務取締役・常務執行役員 営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）	—	—
戸谷久子	取締役（社外取締役）	—	—
山田英司	取締役（社外取締役）	株式会社極洋 社外取締役	—
杉浦哲郎	取締役（社外取締役）	—	—
加藤重人	常勤監査役	—	—
横山均	常勤監査役	—	—
坂本淳一	監査役（社外監査役）	株式会社東京機械製作所 社外監査役	—
菊川隆志	監査役（社外監査役）	明治安田生命保険相互会社 取締役	—

(注) 取締役戸谷久子氏、山田英司氏、杉浦哲郎氏、監査役坂本淳一氏及び菊川隆志氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

■当該方針の決定の方法

後記基本方針の下、取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」において当該方針について審議を行い、かかる審議を踏まえて、2021年2月25日開催の取締役会において、当該方針を決議いたしました。

(注) なお、上記「ガバナンス委員会」は、2022年4月1日付で「指名・報酬等諮問委員会」に改組されております。

■当該方針の内容の概要

(基本方針)

様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の企業価値向上への貢献の意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高める報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬及び業績連動報酬）と株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬は、その中立性及び独立性を高めるため、固定報酬のみとしております。

(固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

取締役の固定報酬は月例とし、役位職責、在任年数に応じて、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定します。

(業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針)

業績連動報酬等は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」を指標とし、毎年6月に年1回支給します。

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、以下のとおり支給します。なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

- ・新株予約権の割当ての対象者

当行取締役（社外取締役を除く）

- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当行普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とします（以下「付与株式数」といいます。）。

なお、割当日後に当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができます。

- ・新株予約権の総数

1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

- ・新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル（※）等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当行に対する報酬債権と相殺するものとします。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。
- ・新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当行取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日から10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
- ・新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承諾を要するものとします。
- ・行使時に交付すべき株式の1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。
- ・取得条項の内容
ア 以下の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。
①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
③当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
イ 前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で新株予約権を取得し消却することができるものとする。
- ・その他の内容
新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

(金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針)

当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。

※…ブラック・ショールズモデルとは、原資産の現在価値、権利行使価格、行使期間等を用いるオプションの理論価格計算のモデル。

■当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が、上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (対象となる役員の数)	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬		非金銭報酬等
			固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役	9名	174	126	35	12
(うち社外取締役)	(3名)	(18)	(18)	(—)	(—)
監 査 役	4名	36	36	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(8)	(8)	(—)	(—)
計	13名	211	163	35	12

- (注) 1. 上表には2021年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬に係る指標は、代表取締役である取締役は「当期利益計画の達成状況」とし、代表取締役以外の取締役は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の前年度における業務執行状況」としてしております。当該指標を選択した理由は、取締役の当業業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであり、達成状況や業務執行に応じ、基準額の0%~130%の範囲で変動いたしますが、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標(当期利益計画)は60億円で、実績は62億円(達成率は104%)となりました。各役員の前年度業務執行状況は、概ね目標値以上を達成しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社が発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、割り当ての条件等は、「イ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」としておりあります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております(使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。
また、金銭報酬とは別枠で、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内、また、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、発行する新株予約権の総数の上限を年1,200個(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
7. 当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、取締役の個人別の報酬額はガバナンス委員会の答申を踏まえ取締役会が決定し、監査役の個人別の報酬額については監査役会が決定します。
8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
戸谷久子	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山田英司	
杉浦哲郎	
坂本淳一	
菊川隆志	

(4) 役員等賠償責任保険に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険の内容の概要
当行取締役、監査役及び執行役員	<p>会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しております。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。</p> <p>当該保険契約では、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとされており、被保険者ごとの損害賠償請求額補限度額及び総てん補限度額が定められております。</p> <p>加えて、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。</p>

※2022年3月1日以降有価証券報告書公表予定日（6月末）の間に締結する役員等賠償責任保険契約はありませんが、保険期間を「2021年10月1日～2022年10月1日」とする役員等賠償責任保険契約について上記の内容で締結しており、期日到来後、当該契約は更新の予定です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
戸谷久子	—
山田英司	株式会社極洋 社外取締役
杉浦哲郎	—
坂本淳一	株式会社東京機械製作所 社外監査役
菊川隆志	明治安田生命保険相互会社 取締役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
戸谷久子	6年9か月	当事業年度に開催した17回の取締役会のうち、17回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。千葉県での地方行政の豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当行の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場で地方創生や女性活躍推進に対する助言等を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
山田英司	4年9か月	当事業年度に開催した17回の取締役会のうち、16回に出席しております。（出席率94%）	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。システム関連の会社役員として豊富な経験と実績を有しており、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場でITやDXに関わる助言等を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
杉浦 哲郎	2年9か月	当事業年度に開催した17回の取締役会のうち、17回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）副理事長を務めたエコノミストとしての知見・経験を踏まえ、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場で金融・経済動向に関する助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
坂本 淳一	2年9か月	当事業年度に開催した17回の取締役会のうち、17回に出席しております。（出席率100%）また、当事業年度に開催した16回の監査役会のうち、16回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。損害保険ジャパン株式会社等の経営に携わる等豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当行の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営に関する知見に基づき監査役会を始めとした場で助言を行うなど、同監査役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
菊川 隆志	0年9か月	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち、14回に出席しております。（出席率100%）また、当事業年度に開催した12回の監査役会のうち、12回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。明治安田生命保険相互会社等の経営に携わる等豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当行の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営に関する知見に基づき監査役会を始めとした場で助言を行うなど、同監査役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

(注)菊川隆志氏が監査役に就任した2021年6月25日以降、取締役会は14回、監査役会は12回開催されています。

(3) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数

普 通 株 式	296,000千株	第 二 種 優 先 株 式	5,000千株
第 四 種 優 先 株 式	7,500千株		
第 1 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 2 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 3 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 4 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 5 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 6 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 7 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 8 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 9 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 10 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 1 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 2 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 3 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 4 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 5 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 6 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 7 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 8 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 9 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 10 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 1 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株	第 2 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株
第 3 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株	第 4 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株
第 5 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株		

(注) 第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、
第1回ないし第10回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、
第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株を
それぞれ超えないものとしております。

発行済株式の総数

普 通 株 式	62,222千株	第 二 種 優 先 株 式	3,500千株
第 2 回 第 六 種 優 先 株 式	301千株	第 1 回 第 七 種 優 先 株 式	653千株
第 2 回 第 七 種 優 先 株 式	4千株		

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普 通 株 式	11,799名	第 二 種 優 先 株 式	1名
第 2 回 第 六 種 優 先 株 式	13名	第 1 回 第 七 種 優 先 株 式	176名
第 2 回 第 七 種 優 先 株 式	385名		

(3) 大株主

イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社みずほ銀行	9,583千株	16.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,003	11.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,532	2.58
千葉興業銀行行員持株会	1,393	2.35
坂本飼料株式会社	1,249	2.10
明治安田生命保険相互会社	1,158	1.95
DFA INTL SMALL CAP VALUE P O R T F O L I O	1,115	1.88
みずほ信託銀行株式会社	926	1.56
GOLDMAN,SACHS&CO.REG	800	1.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	695	1.17

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式(2,978,673株)を控除して、算出しております。

ロ 第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社みずほ銀行	3,500千株	100%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ハ 第2回第六種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
東京建物株式会社	50千株	16.61%
芙蓉総合リース株式会社	50	16.61
みずほリース株式会社	50	16.61
安田不動産株式会社	50	16.61
株式会社クレスクス	30	9.96
福岡ひびき信用金庫	25	8.30
成田山新勝寺	15	4.98
学校法人東京聖徳学園	10	3.32
株式会社オリエンタルランド	5	1.66
公益財団法人日産財団	5	1.66
平和紙業株式会社	5	1.66
真岡信用組合	5	1.66

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

二 第1回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
大成建設株式会社	40千株	6.12%
沖電気工業株式会社	20	3.06
株式会社クレス	20	3.06
住友不動産株式会社	20	3.06
東京建物株式会社	20	3.06
明治安田生命保険相互会社	20	3.06
株式会社ヤクルト本社	18	2.75
芙蓉総合リース株式会社	16	2.45
サッポロホールディングス株式会社	12	1.83
イオン株式会社	10	1.53
株式会社カクタ	10	1.53
キッコーマン株式会社	10	1.53
坂本飼料株式会社	10	1.53
損害保険ジャパン株式会社	10	1.53
成田山新勝寺	10	1.53
平山恒産株式会社	10	1.53
フクダ電子株式会社	10	1.53
安田不動産株式会社	10	1.53

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ホ 第2回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
坂本飼料株式会社	0千株 (300株)	6.33%
成田山新勝寺	0 (300)	6.33
安房運輸株式会社	0 (255)	5.38
株式会社堀江商店	0 (200)	4.22
妙中鉱業株式会社	0 (200)	4.22
株式会社千葉マツダ	0 (200)	4.22
学校法人東京聖徳学園	0 (200)	4.22
株式会社クレスクス	0 (200)	4.22
個人株主	0 (157)	3.31
株式会社津久勝	0 (100)	2.11
山一興産株式会社	0 (100)	2.11
鎌ヶ谷巧業株式会社	0 (100)	2.11
株式会社大西熱学	0 (100)	2.11
宗教法人立正安国会	0 (100)	2.11
株式会社内山アドバンス	0 (100)	2.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。なお、括弧書にて1株単位の持ち株数も表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式（1株）を控除して、算出しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近藤 敏 弘	61	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計に関する助言業務を委託し、対価を支払っています。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は73百万円であります。
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額はこれらの合計額を記載しています。
 4. 当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積り等の妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は特に定めておりません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

なお当行は、2022年4月27日開催の取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」の事業報告への開示に係る見直しを行いました。改定後の内容は以下のとおりです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ② コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ③ 部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ④ コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
- ⑥ 反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ⑦ 業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ⑧ 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ② 取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ③ 株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ② 方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ③ リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ④ 当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ② 取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
- ③ 取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

当行は、連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認められた事項について協議・報告を求めることができます。

(2) 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統一的に管理しております。

(3) 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。

(4) 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
- ② 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

- (5) その他の当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い、同行から経営管理を受けております。
 - ② 当行は、リスク管理、コンプライアンス、内部監査について、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。
6. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。
7. 前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
 - ② 監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。
8. 当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制
 - ① 取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
 - ② その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
 - ③ なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
 - (2) 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ① 当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。
 - ② 連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

10. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役会において監査役の職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。

11. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
- ② 代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ③ 監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べる事が可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

また、各体制に基づく、本事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 反社会的勢力対応を含むコンプライアンス対応について、事業年度中の対応結果・実績を取締役に報告しました。また、コンプライアンス委員会を事業年度において7回開催し、コンプライアンスについて組織横断的な議論を実施しました。
- 内部監査については、監査結果を含む活動状況報告及び品質評価結果を取締役に報告しました。
- 内部通報制度に係る運用状況を、四半期毎に取締役会に報告しました。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会及び経営会議等の議事録について、適切に保管・管理を行いました。
- 広報活動については、年2回のディスクロージャー誌の発行に加えて、機関投資家向け決算説明会を新型コロナウイルス感染防止の観点からビデオオンデマンド形式にて対応し、説明動画及び資料を当行ホームページ上に公開しております。また、当行の活動について広くご理解いただくため、適宜プレスリリースを実施しました。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理委員会を、事業年度において12回開催し、リスク管理における重要事項を組織横断的に共有・

議論しました。

- 危機管理委員会を事業年度において2回開催し、危機管理における重点施策及び平常時における事前施策を策定しました。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 中期経営計画の進捗状況について、四半期毎にフォローを行いました。
- 取締役会の権限の一部を経営会議及び各執行役員に委譲のうえ運営し、効率的な業務執行を図りました。

5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内において、各社の経営計画ならびにコンプライアンス及びリスク管理に係る実績・取組結果について共有しました。

6. 当行の監査役の監査を支える体制

監査役は、取締役会等の諸会議に出席し、また当行及びグループ各社の代表取締役と定期的に面談を実施することにより、当行グループ全体の経営状況及び業務執行状況の把握を図りました。また、監査役は、当行の内部監査部門及びグループ各社の監査役より、監査結果を含む活動状況報告等について報告を受けることにより、グループ各社における業務執行の適法性及び有効性を確認しました。

第100期末

(2022年3月31日現在)

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預 け	685,721	預 当	現金	2,816,778
現預		30,844	普貯	座通	73,916
	預 け	654,877	貯蓄	預 預	1,795,837
買入	金 債	97	通定	預 預	28,170
商 品	有 価	154	定 定	預 積	6,916
商 品	地 方	154	そ の	金 金	899,940
有 価	証 券	519,751	他 の	金 金	2
国 地	債 券	40,502	預 預	金 金	11,994
社 株	債 債	133,583	性 預	金 金	129,700
株 株	債 債	137,110	引 受	金 金	1,243
そ の	式 券	39,389	入 入	金 金	409,200
他 の	式 券	169,167	外 国	金 替	409,200
証 出	金 形	2,306,598	為 他	り 替	164
割 引	付 付	4,781	店 店	替 債	144
手 形	越 越	34,140	預 預	等 債	20
証 書	越 越	2,109,112	為 負	用 益	15,816
当 座	替 替	158,563	税 費	金 品	270
外 国	預 預	3,750	収 収	金 品	1,763
外 国	預 預	1,948	備 備	金 品	790
買 入	預 預	70	商 商	金 品	0
取 立	預 預	1,732	担 担	金 品	1,633
そ の	他 資	13,955	保 保	金 品	313
前 払	産 産	13	の 他	金 品	130
未 収	産 産	2,171	の 他	金 品	10,915
先 物	用 益	9	引 引	金 品	3,302
金 融	益 益	772	当 当	金 品	154
金 融	差 入	666	引 引	金 品	1,408
そ の	担 保	10,322	負 負	金 品	5,844
有 形	資 産	19,115	債 債	金 品	3,383,613
建 物	産 産	5,965	(純資産の部)		
土 地	物 物	11,710	資 本	金 金	62,120
リ ー	地 地	130	本 本	金 金	7,889
そ の	産 産	1,308	利 利	金 金	6,971
無 形	資 産	2,408	益 益	金 金	918
ソ フ	産 産	2,162	準 準	金 金	83,218
ト ウ	産 産	245	余 余	金 金	6,573
エ ア	産 産	245	備 備	金 金	76,644
そ の	産 産	5,844	余 余	金 金	76,644
支 払	見 返	5,844	金 金	金 金	937
貸 倒	金 金	△ 6,913	式 式	金 金	△ 937
資 産	部 合 計	3,550,485	計 計	金 金	152,291
			そ の	金 金	14,459
			他 他	金 金	14,459
			有 有	金 金	120
			価 価	金 金	166,871
			証 証	金 金	3,550,485
			評 評	金 金	
			価 価	金 金	
			・ 換	金 金	
			算 算	金 金	
			差 差	金 金	
			額 額	金 金	
			等 等	金 金	
			合 合	金 金	
			計 計	金 金	
			純 純	金 金	
			資 資	金 金	
			産 産	金 金	
			の の	金 金	
			部 部	金 金	
			合 合	金 金	
			計 計	金 金	
			負 負	金 金	
			債 債	金 金	
			及 及	金 金	
			び び	金 金	
			純 純	金 金	
			資 資	金 金	
			産 産	金 金	
			の の	金 金	
			部 部	金 金	
			合 合	金 金	
			計 計	金 金	

第100期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
経資	常		
貸	金	28,795	42,880
有	運	22,047	
コ	出	5,838	
預	証	△ 0	
そ	ル	764	
の	ケ	143	
役	の	10,795	
受	他	1,469	
そ	取	9,325	
の	為	529	
外	他	118	
国	為	244	
金	等	166	
そ	派	0	
の	他	2,759	
償	債	917	
株	式	1,560	
そ	他	281	
の	の		34,734
常	費		
金	達	274	
預	金	271	
讓	性	2	
コ	マ	△ 8	
債	取	9	
借	引	0	
そ	の	△ 0	
の	支	4,510	
役	等	241	
支	手	4,269	
そ	務	1,345	
の	費	0	
商	費	193	
国	用	1,151	
の	損	25,114	
營	損	3,489	
所	用	1,457	
の	費	599	
貸	入	117	
貸	額	52	
株	却	1,262	
株	損		8,145
そ	損		258
の	用		
常	益		
別	益		
合	差		
抱	益	258	
固	減		
減	分	109	
引	失	732	
人	損		842
税	失		
法	益		
法	業		
法	事		
当	業		
期	業		
前	業		
住	業		
民	業		
税	業		
等	業		
等	業		
純	業		
利	業		
益	業		
計	業		
益	業		
783			7,561
			1,290
			6,270

第100期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書 (単位: 百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	62,120	6,971	9,201	16,172	6,264	72,241	78,506	△ 937	155,862	
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 13	△ 13	△ 13	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	62,120	6,971	9,201	16,172	6,264	72,227	78,492	△ 937	155,849	
当期変動額										
新株の発行	3,010	3,010		3,010					6,020	
資本金から剰余金への振替	△ 3,010		3,010	3,010					-	
準備金から剰余金への振替		△ 3,010	3,010	-					-	
剰余金の配当					309	△ 1,854	△ 1,545		△ 1,545	
当期純利益						6,270	6,270		6,270	
自己株式の取得								△ 14,303	△ 14,303	
自己株式の消却			△ 14,302	△ 14,302				14,302	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△ 8,282	△ 8,282	309	4,416	4,725	△ 0	△ 3,557	
当期末残高	62,120	6,971	918	7,889	6,573	76,644	83,218	△ 937	152,291	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18,680	18,680	94	174,638
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 13
会計方針の変更を反映した 当期首残高	18,680	18,680	94	174,624
当期変動額				
新株の発行				6,020
資本金から剰余金への振替				-
準備金から剰余金への振替				-
剰余金の配当				△ 1,545
当期純利益				6,270
自己株式の取得				△ 14,303
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 4,221	△ 4,221	26	△ 4,195
当期変動額合計	△ 4,221	△ 4,221	26	△ 7,753
当期末残高	14,459	14,459	120	166,871

第100期末

(2022年3月31日現在)

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	685,727	預 渡 性 預 金	2,803,335
買入金銭債権	97	債券貸借取引受入担保金	129,700
商品有価証券	154	借 用 金	1,243
有 価 証 券	519,922	外 国 為 替	423,646
貸 出 金	2,304,777	そ の 他 負 債	164
外 国 為 替	3,750	退職給付に係る負債	25,303
そ の 他 資 産	36,753	役員退職慰労引当金	3,993
有形固定資産	19,324	睡眠預金払戻損失引当金	38
建 物	5,979	繰延税金負債	154
土 地	11,710	支 払 承 諾	1,631
リ ー ス 資 産	53	負 債 の 部 合 計	5,844
建設仮勘定	0	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,580	資 本 金	62,120
無形固定資産	2,670	資 本 剰 余 金	7,889
ソ フ ト ウ エ ア	2,420	利 益 剰 余 金	88,440
リ ー ス 資 産	1	自 己 株 式	△ 937
その他の無形固定資産	247	株 主 資 本 合 計	157,512
繰延税金資産	261	その他有価証券評価差額金	14,495
支払承諾見返	5,844	退職給付に係る調整累計額	△ 400
貸倒引当金	△ 8,781	その他の包括利益累計額合計	14,094
資産の部合計	3,570,502	新 株 予 約 権	120
		非 支 配 株 主 持 分	3,718
		純 資 産 の 部 合 計	175,445
		負債及び純資産の部合計	3,570,502

第100期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益	28,294	51,248
貸出金利息	22,063	
有価証券利息配当金	5,322	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 0	
預け金利息	764	
その他の受入利息	143	
業務取引等収益	11,781	
その他の業務収益	529	
その他の経常収益	10,643	
償却債権取立益	918	
その他の経常収益	9,725	
経常費用	42,243	
資金調達費用	367	
預金利息	270	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 8	
債券貸借取引支払利息	9	
借入金利息	91	
その他の支払利息	2	
業務取引等費用	3,854	
その他の業務費用	1,345	
その他の経常費用	25,353	
貸倒引当金繰入額	11,321	
その他の経常費用	1,368	
経常利益	9,953	9,005
経常損失		842
固定資産処分損失	109	
減損	732	
税金等調整前当期純利益		8,162
法人税、住民税及び事業税	853	
法人税等調整額	791	
法人税等合計		1,645
当期純利益		6,517
非支配株主に帰属する当期純利益		132
親会社株主に帰属する当期純利益		6,385

第100期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書 (単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	62,120	16,172	83,613	△ 937	160,969
会計方針の変更による累積的影響額			△ 13		△ 13
会計方針の変更を反映した当期首残高	62,120	16,172	83,599	△ 937	160,955
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,010	3,010			6,020
資本金から剰余金への振替	△ 3,010	3,010			-
剰 余 金 の 配 当			△ 1,545		△ 1,545
親会社株主に帰属する当期純利益			6,385		6,385
自己株式の取得				△ 14,303	△ 14,303
自己株式の消却		△ 14,302		14,302	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 8,282	4,840	△ 0	△ 3,443
当 期 末 残 高	62,120	7,889	88,440	△ 937	157,512

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	18,720	△ 928	17,792	94	3,635	182,491
会計方針の変更による累積的影響額						△ 13
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,720	△ 928	17,792	94	3,635	182,478
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						6,020
資本金から剰余金への振替						-
剰 余 金 の 配 当						△ 1,545
親会社株主に帰属する当期純利益						6,385
自己株式の取得						△ 14,303
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 4,225	527	△ 3,697	26	82	△ 3,589
当 期 変 動 額 合 計	△ 4,225	527	△ 3,697	26	82	△ 7,032
当 期 末 残 高	14,495	△ 400	14,094	120	3,718	175,445

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 近藤 敏弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社千葉興業銀行 監査役会

常勤監査役	加藤重人	Ⓔ
常勤監査役	横山均	Ⓔ
社外監査役	坂本淳一	Ⓔ
社外監査役	菊川隆志	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式

1株につき金5円 総額 296,216,860円

当行第二種優先株式

1株につき金104円 総額 364,000,000円

当行第2回第六種優先株式

1株につき金26.31円 総額 7,919,310円

当行第1回第七種優先株式

1株につき金900円 総額 587,700,000円

当行第2回第七種優先株式

1株につき金9,000円 総額 42,588,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

ア.変更案第27条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ.変更案第27条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ.株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第27条)は不要となるため、これを削除するものであります。

エ.上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)上記に伴う所要の変更の他、定款全体を見直し引用する定款の条数の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第27条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第27条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設) (新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第27条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第27条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下施行日という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第27条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第11条 当銀行は、第51条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。（以下条文省略）</p> <p>第12条 当銀行は、第52条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>第23条 第53条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第11条 当銀行は、第52条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。（以下現行どおり）</p> <p>第12条 当銀行は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>第23条 第54条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、手続きの公平性・透明性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役が委員の過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とするガバナンス委員会による審議を経ております。

なお、上記「ガバナンス委員会」は、2022年4月1日付で、「指名・報酬等諮問委員会」に改組されております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名		現在の当行における地位
1	あお やぎ しゅん いち 青 柳 俊 一	再任	取締役会長（代表取締役）
2	うめ だ ひと し 梅 田 仁 司	再任	取締役頭取（代表取締役）
3	まつ まる りゅう いち 松 丸 隆 一	再任	取締役副頭取（代表取締役）
4	かん だ やす みつ 神 田 泰 光	再任	常務取締役・常務執行役員
5	しら い かつ み 白 井 克 己	再任	常務取締役・常務執行役員
6	と や ひさ こ 戸 谷 久 子	再任	社外 独立 取締役（社外取締役）
7	やま だ えい じ 山 田 英 司	再任	社外 独立 取締役（社外取締役）
8	すぎ うら てつ ろう 杉 浦 哲 郎	再任	社外 独立 取締役（社外取締役）

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
1	あお やぎ しゅん いち 青柳 俊一 (1955年7月12日生) 再任	1980年4月 当行入行 1996年8月 当行国際部調査役兼ニューヨーク駐在員事務所長 2003年7月 当行参事経営企画部担当部長 2004年5月 当行参事経営企画部長 2004年6月 当行執行役員経営企画部長 2007年5月 当行常務執行役員 2007年6月 当行常務取締役常務執行役員 2009年6月 当行取締役頭取CEO 2019年4月 当行取締役会長 現在に至る	普通株式 4,500株 第2回第七種優先株式 4株
	《取締役候補者とした理由》 1980年より当行の一員として、国際業務、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2009年6月より当行取締役頭取を務めた後、2019年4月に当行取締役会長に就任するなど、その経験や知見を当行取締役に於いて活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。		
2	うめ だ ひと し 梅田 仁司 (1962年12月24日生) 再任	1986年4月 当行入行 2004年1月 当行市場金融部部長代理 2006年4月 当行薬円台支店長 2010年10月 当行経営企画部部長代理 2012年7月 当行参事経営企画部担当部長 2014年4月 当行参事経営企画部長 2014年6月 当行執行役員経営企画部長 2016年4月 当行執行役員本店営業部長 2016年5月 当行常務執行役員本店営業部長 2017年4月 当行常務執行役員 2018年6月 当行常務取締役常務執行役員 2019年4月 当行取締役頭取CEO 現在に至る	普通株式 4,100株 第2回第七種優先株式 10株
	《取締役候補者とした理由》 1986年より当行の一員として、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行常務取締役常務執行役員を経て、2019年4月に当行取締役頭取に就任するなど、その経験や知見を当行取締役に於いて活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
3	<p style="text-align: center;">まつ まる りゅう いち 松 丸 隆 一 (1959年8月1日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</p>	<p>1983年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1989年10月 株式会社スイス富士銀行出向</p> <p>1994年11月 富士証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）出向</p> <p>2002年4月 みずほ証券株式会社資本市場第4部部长</p> <p>2008年2月 株式会社みずほ銀行船橋支店長</p> <p>2010年8月 みずほインベスターズ証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）執行役員</p> <p>2014年6月 確定拠出年金サービス株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年5月 当行常務執行役員</p> <p>2017年6月 当行取締役副頭取COO 現在に至る</p> <p>〔現担当〕 人事部、市場金融部</p>	<p>普通株式 5,100株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 1983年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、国際業務、証券業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2017年より当行の一員となり、当行取締役副頭取として、経営経験も豊富な人物であります。 人事部、市場金融部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
4	<p style="text-align: center;">かん だ やす みつ 神 田 泰 光 (1962年11月2日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1986年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2002年11月 株式会社みずほ銀行高田馬場駅前支店副支店長</p> <p>2005年1月 株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）名古屋営業部第四チーム次長</p> <p>2007年4月 同行業務管理部業務推進役</p> <p>2010年4月 同行金融公共法人業務部付参事役 当行出向経営企画部副部长</p> <p>2016年4月 当行出向経営企画部長</p> <p>2016年6月 当行執行役員経営企画部長</p> <p>2017年5月 当行常務執行役員経営企画部長</p> <p>2019年4月 当行常務執行役員</p> <p>2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 現在に至る</p> <p>〔現担当〕 経営企画部、リスク統括部、事務本部（総合事務部、事務集中部）、総務部、お客さまサービス部、市場業務部</p> <p>《取締役候補者とした理由》 1986年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、業務管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の一員となってからも経営企画部、リスク統括部、事務本部（総合事務部、事務集中部）、総務部、お客さまサービス部、市場業務部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>	<p>普通株式 4,300株</p> <p>第2回第七 種優先株式 6株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
5	<p style="text-align: center;">しら い かつ み 白 井 克 己 (1963年11月5日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1987年4月 当行入行 2004年11月 当行柏支店地区法人部長 2007年4月 当行浦安支店長 2010年4月 当行営業統括部部長代理 2012年4月 当行五井支店長 2013年7月 当行参事五井支店長 2014年4月 当行参事支店業務部担当部長兼支店業務部第一グループ長 2015年4月 当行参事支店業務部長 2015年6月 当行執行役員支店業務部長 2016年4月 当行執行役員法人戦略部長 2016年5月 当行執行役員営業副本部長兼法人戦略部長 2019年4月 当行常務執行役員エリア長兼本店営業部長 2020年4月 当行常務執行役員営業本部長 2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 現在に至る</p> <p>[現担当] 営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）</p> <p>《取締役候補者とした理由》 1987年より当行の一員として、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	<p>普通株式 3,200株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
6	<p style="text-align: center;">と や ひさ こ 戸 谷 久 子 (1952年8月1日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1975年4月 千葉県入庁 2000年4月 同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長 2002年4月 同県総合企画部女性サポートセンター所長 2004年4月 同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事 2007年4月 同県商工労働部次長兼総務部参事 2008年4月 同県健康福祉部次長 2009年4月 同県健康福祉部長 2011年4月 同県環境生活部長 2013年3月 同県退職 2013年4月 千葉県国民健康保険団体連合会常務理事 2015年6月 当行社外取締役 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》 千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。</p>	<p>普通株式 2,100株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
7	<p style="text-align: center;">やま だ えい じ 山 田 英 司 (1955年7月18日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1978年4月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社</p> <p>2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長</p> <p>2002年4月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長</p> <p>2004年5月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長</p> <p>2005年6月 同社執行役員</p> <p>2011年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2012年6月 同社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2015年6月 同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年6月 当行社外取締役</p> <p>2021年6月 日本電子計算株式会社顧問（現任） 株式会社極洋社外取締役（現任） 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社極洋社外取締役</p>	<p>普通株式 1,700株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》 日本電子計算株式会社での、システム開発等の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
8	すぎ うら てつ ろう 杉 浦 哲 郎 (1954年7月30日生) 再任 社外 独立	1977年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行関連事業部付外向 株式会社富士総合研究所（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）理事チーフエコノミスト 2003年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ戦略第一部付外向 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社） チーフエコノミスト 2004年4月 同社経営企画部付外向 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社） チーフエコノミスト 2005年4月 同社執行役員経営企画部付 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社） 常務執行役員チーフエコノミスト 2007年4月 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）専務執行役員 2011年7月 同社副理事長 2014年4月 一般社団法人日本経済調査協議会 専務理事 2019年6月 当行社外取締役 現在に至る	普通株式 1,100株
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》 1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。		

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
 2. 戸谷久子氏、山田英司氏および杉浦哲郎氏は社外取締役候補者です。当行は当該3氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届出を行っており、本議案において当該3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

す。

3. 山田英司氏は、過去10年間に、当行の特定関係事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者かつ役員であったことがあります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、候補者戸谷久子氏、山田英司氏および杉浦哲郎氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。本議案において当該3氏の選任が承認可決された場合、引き続き同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役坂本淳一氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、手続きの公平性・透明性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役が委員の過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とするガバナンス委員会による審議を経ております。

なお、上記「ガバナンス委員会」は、2022年4月1日付で、「指名・報酬等諮問委員会」に改組されております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。豊島達哉氏は、任期満了前に監査役を辞任される坂本淳一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了する時までとなります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
とよしま たつや 豊島達哉 (1959年6月22日生)	1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現・損害保険ジャパン株式会社）入社 2005年4月 株式会社損害保険ジャパン（現・損害保険ジャパン株式会社）静岡自動車営業部長 2008年4月 同社大阪自動車営業第一部長 2011年4月 同社執行役員東京中央支店長 2014年3月 同社退任 2014年4月 SOMP Oクレジット株式会社代表取締役社長 2014年6月 五洋建設株式会社非常勤監査役 2017年6月 ユニバース開発株式会社監査役 2018年6月 丸紅セーフネット株式会社監査役（現任） 2020年6月 財形信用保証株式会社非常勤監査役（現任） 現在に至る [重要な兼職の状況] 丸紅セーフネット株式会社監査役 財形信用保証株式会社 非常勤監査役	普通株式 0株
新任 社外 独立		
《社外監査役候補者とした理由》 安田火災海上保険株式会社（現・損害保険ジャパン株式会社）等での経歴により客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 豊島達哉氏は社外監査役候補者です。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏を、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 豊島達哉氏は、過去10年間に於いて、当行の特定関係事業者である損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現・損害保険ジャパン株式会社）の業務執行者でありました。
4. 豊島達哉氏は、2022年6月に財形信用保証株式会社の非常勤監査役を退任予定です。
5. 社外監査役との責任限定契約について
本議案において豊島達哉氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

株主総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス（予定）

氏名	地位	独立性 (社外)	企業経営・ 経営管理	法務・リスク マネジメント	財務会計・ ファイナンス	金融	IT・ デジタル	コーポレート ガバナンス・ サステナビリティ	営業推進	行政・ 地域経済
青柳 俊一	取締役		○		○	○	○	○		
梅田 仁司	取締役		○		○	○	○	○		
松丸 隆一	取締役		○		○	○		○	○	
神田 泰光	取締役		○	○	○	○	○	○		
白井 克己	取締役								○	○
戸谷 久子	取締役	○						○		○
山田 英司	取締役	○	○				○	○		
杉浦 哲郎	取締役	○				○		○		
加藤 重人	監査役			○						
横山 均	監査役			○		○				
菊川 隆志	監査役	○		○				○		
豊島 達哉	監査役	○	○					○		

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、手続きの公平性・透明性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役が委員の過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とするガバナンス委員会による審議を経ております。

なお、上記「ガバナンス委員会」は、2022年4月1日付で、「指名・報酬等諮問委員会」に改組されております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

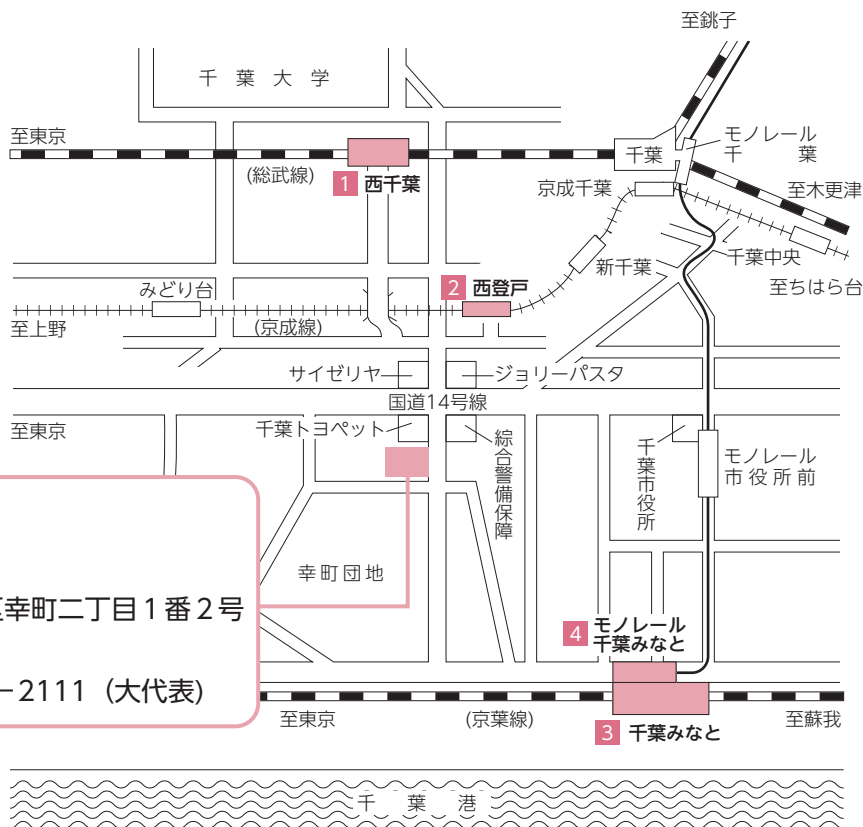
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
よね くら ひで ゆき 米 倉 偉 之 (1952年6月4日生)	1984年4月 弁護士登録 1984年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所(現在は、東京丸の内法律事務所)入所 現在に至る	0株
<p>《社外監査役の補欠として選任する理由》</p> <p>米倉偉之氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p>		

- (注)
- 補欠監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
 - 米倉偉之氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
 - 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 - 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏を、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
 - 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して

行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

以上

株主総会会場のご案内



本店

■ 所在地

千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

■ 電話

(043) 243-2111 (大代表)

1	総武線	西千葉駅から	徒歩約11分	約900m
2	京成線	西登戸駅から	徒歩約8分	約700m
3	京葉線	千葉みなと駅から	徒歩約15分	約1,200m
4	モノレール	千葉みなと駅から	徒歩約15分	約1,200m

本店

お願い
 駐車場スペースに限りがございますので、公共交通機関
 等をご利用いただきますようお願い申し上げます。